5999. 6004-6005. 6014-6038. 6041

昭和二十二年一月中官報目錄

目次ニ九〇号
至第二〇三号

法律
一　職時補償特別措置法中改正　一
二　衆議院議員選挙法第十二條ノ二ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル法律　一
三　皇室典範　一
四　皇室経済法　一
五　内閣法　一
六　国務大臣ノ任免ノ認証ニ関スル法律　一
七　国務大臣ノ副署ニ関スル法律　一
八　内閣官房ニ関スル法律　一
九　内閣官房ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇　内閣法ノ施行ニ関スル法律　一
一一　国家行政組織法　一
一二　国家行政組織法ノ施行ニ関スル法律　一
一三　国家行政組織法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律　一
一四　国家行政組織法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五　裁判所法中改正　一
一六　裁判所法ノ施行ニ関スル法律　一
一七　裁判官分限法中改正　一
一八　裁判官分限法ノ施行ニ関スル法律　一
一九　検察庁法　一
二〇　検察庁法ノ施行ニ関スル法律　一
二一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律　一
二二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
三九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
四九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
五九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
六九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
七九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
八九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
九九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一〇九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一一九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一二九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一三九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一四九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一五九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一六九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一七九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一八九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九四　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九五　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九六　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九七　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九八　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
一九九　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二〇〇　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二〇一　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二〇二　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一
二〇三　検察庁法ノ施行ニ伴ヒ関係法律ノ整理ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律ノ施行ニ関スル法律　一

官報目錄　昭和二十二年一月

命令
一　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件　一
二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く命令の特例に関する件　一
三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く命令の特例に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令　一
四　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く命令の特例に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
五　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
六　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
七　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
八　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
九　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一〇　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一一　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一三　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一四　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一五　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一六　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一七　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一八　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
一九　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
二〇　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
二一　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令　一
二二　ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件ノ規定ニ依ル選挙人名簿ノ調製ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行ニ関スル命令ノ施行

●厚生省、運輸省、内務省

一　労働に関する團体の主要役職員への就職禁止等に関する件中改正　七九　一八

●農林省

一　水産業團体法第十四條第二項の漁業指定の件　二〇　一〇

二　農地調査規則　二〇七　一四

三　開拓者資金融通法施行規則　一六八　二三

●商工省

一　石炭山新坑開発助成金交付規則中改正　三一　八

二　輸出水産物検査規則中改正　八七　二〇

三　電氣事業主任技術者資格検定規則中改正　八六　二〇

四　重要鉱物増産法施行規則中改正　二八　二五

五　重要輸出品取締法施行規則中改正　一六八　二八

●商工省、文部省、農林省、運輸省、厚生省

一　指定施設等の使用制限に関する件　一六九　三一

●商工省　●農林省

一　炭鉱労務者住宅の建設用資材の確保に関する件　二〇　一三

二　指定生産資材在庫調整規則　二八　二五

●運輸省

一　統制ノ制限等ニ関スル件中改正　一八　九

二　不動産登記ノ嘱託官吏指定中改正　一四五　二九

●遞信省

一　外國郵便物取扱規則中改正　三一　一〇

二　年金恩給規則中改正　三一　一〇

三　遞信省監督工場規程廃止　三一　一三

四　郵便爲替規則中改正　六三　一六

五　郵便規則中改正　八六　二〇

六　定額郵便貯金規則中改正　八六　二〇

七　郵便貯金通帳等臨時検閲規則　八六　二〇

訓令

●内閣

一　炭礦労務者住宅建設用資材確保要領　三〇　八

二　不緊要物品製造販賣制限規程　号外　三

●内務省

一　会計事務取扱規程中改正　二〇七　一四

二　内務省所管國有財産取扱規程中改正　二〇七　一四

三　内務省及び所管廳物品取扱規程中改正　二〇七　一四

四　昭和十七年内務省訓令第十七号廃止　九七　二三

五　中央警察学校及び地方警察学校教官服装規則　二一〇　二五

●文部省

一　教職員の適格審査をする委員会に関する規程中改正　一六九　三一

●農林省

一　農林省所管内國旅費規則中改正　一八　九

二　林業試験場外務規程改正　一六九　三一

告示

●内閣

一　勤労統計調査令第三十二條の規定により調査を行うべき官営に属する事業所指定等　一二〇　二五

二　特別都市計画法第十八條第一項の規定により補償審査会を置く市指定　一九九　二七

三　参議院議員の候補者等につき覚書に該当する者でない旨の確認を内閣総理大臣に対して求むべき期日指定　一六九　三一

●戦災復興院

一　水戸特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割決定　二〇七　一四

二　静岡同上　二〇七　一四

三　浜松同上　二〇七　一四

四　清水同上　二〇七　一四

五　沼津同上　二〇七　一四

六　堺特別都市計画公園決定　二〇七　一四

七　大阪同上　二〇七　一四

八　宮古特別都市計画事業復興土地区画整理及びその執行年度割決定　二五二　一五

九　釜石同上　二五二　一五

一〇　盛岡同上　二五二　一五

一一　花巻同上　二五二　一五

一二　盛岡復興都市計画土地区画整理決定　二五二　一五

一三　釜石同上　二五二　一五

一四　花巻同上　二五二　一五

一五　宮古同上　二五二　一五

一六　釜石都市計画街路決定　一九九　二七

一七　宮古復興都市計画街路変更決定　一九九　二七

一八　盛岡同上　一九九　二七

一九　宮崎復興都市計画土地区画整理中変更等決定　一九九　二七

二〇　都城同上　二〇〇　二七

二一　延岡同上　二〇〇　二七

二二　高鍋同上　二〇〇　二七

二三　富島同上　二〇〇　二七

二四　油津同上　二〇〇　二七

二五　福岡特別都市計画事業復興土地区画整理等決定

二六　八幡同上　二〇〇　二七

二七　若松同上　二〇〇　二七

二八　門司同上　二〇〇　二七

二九　久留米同上　二〇〇　二七

三〇　大牟田同上　二〇〇　二七

三一　富山同上　二〇〇　二七

三二　富山復興都市計画土地区画整理決定　二〇〇　二七

三三　同計画地域指定決定　二〇〇　二七

三四　同計画公園決定　二〇〇　二七

三五　同計画街路追加決定　二〇〇　二七

●物價廳

一　電化焼かまぼこ又は電氣焼かまぼこの販賣價格の統制額指定　一　四

二　佃煮の販賣價格の統制額指定等中改正　一　四

三　医薬品（配置家庭薬基処方）の統制額指定中改正　一　四

四　食用たら及びすけとうだら製品の販賣價格の統制額指定等　五　六

五　電話機及び附属品等の統制額指定　九　七

六　電氣配線器具同上　二〇　八

七　劍道具等並びに武道具及び其の附属品の最高販賣價格指定の件廃止　二一　一〇

八　價格差益処理規則第二條第三号等の規定により指定　二一　一〇

九　蔬菜種子販賣價格の統制額指定中改正　二一　一〇

一〇　焼竹輪同上　二一　一〇

一一　干甘藷及び干馬鈴薯の生産者販賣價格の統制額指定等　二一　一〇

一二　抄繊製品類の統制額指定中改正　二五　一二

一三　故マニラ麻及びマニラ麻屑統制額指定の件廃止　三一　一三

一四　陶磁器製電氣用品の統制額指定等　四八　一四

一五　食用水産ねり製品の販賣價格の統制額指定等　五四　一五

一六　俎板、箸箱等の統制額指定中改正　五四　一五

一七　凍豆腐の販賣價格の統制額指定等　六四　一六

一八　白花除虫菊種子同上　六四　一六

一九　千切干大根、割干大根等同上　七〇　一七

二〇　繊類の販賣業者最高販賣價格の統制額指定　七〇　一七

二一　價格差益規則第二條第三号等の規定により指定　八七　二〇

二二　農薬剤クロルピクリンの統制額指定等　八七　二〇

二三　製パン用酵母及びイーストフッドの販賣價格の統制額指定等　八七　二〇

二四　トーチランプ及びバーナーの統制額指定等　八七　二〇

二五　医薬品の最高販賣價格指定中改正　九三　二二

二六　價格差益規則第二條第三号の規定により日本布ホース会員等指定　九七　二三

二七　同規則第三條第二項及び第八條の規定により釘、針金又は鉄線の製造を業とする者に対する團体指定　九七　二三

二八　同規則第三條第二項、第七條第一項及び第八條の規定により日本タオル製造統制組合等に対する團体指定　九七　二三

二九　同上により磨帯鋼等にかかる團体指定　九八　二三

三〇　珪石類の統制額指定等　一〇一　二四

三一　焼海苔の販賣價格の統制額指定等　一二〇　二七

三二　皮革製品の統制額指定等　一三一　二七

三三　鉄道駅構内で経営する旅客携帯手荷物運搬事業の運搬料金統制額指定　一九九　二八

三四　米國産大豆の販賣價格の統制額指定等　一四五　二九

三五　パン類同上　一四五　二九

三六　葡萄糖及び水飴の販賣價格の統制額指定中改正　一四五　二九

三七　魚類肝油くじら類肝油の販賣價格の統制額指定等　一五三　三〇

●外務省

一　昭和二十年大蔵、外務、内務、司法省令第一号第五條第一項の規定により指名　一〇一　二四

●内務省

一　昭和二十一年内務省告示第二号廃止等　五四　一五

二　都市計画法第一條の規定により福島縣安達郡二本松町指定　五四　一五

三　同上により同縣東白川郡棚倉町指定　五四　一五

四　同上により同縣石城郡湯本町指定　五四　一五

五　同上により同縣安達郡本宮町指定　五四　一五

六　同上により同縣田村郡三春町指定　五四　一五

七　同上により島根縣仁多郡三成町指定　五四　一五

八　島根縣三成都市計画区域決定　五四　一五

九　浦和都市計画街路変更等決定

一〇　川口都市計画街路追加変更廃止等決定　七一　一七

一一　土地収用法第十四條の規定による公告　七一　一七

一二　府縣出張所ノ名称、位置及管轄区域中改正　七九　一八

一三―一四　日本國籍離脱者　九三　二二

一五　物部川（高知縣）に河川法施行　九三　二二

一六　新設する國道の路線名等　九八　二三

●大蔵省

一―三　特別経理会社として指定した会社　九　七

四　特別経理会社とならない

ものとして認可した会社 一九 九
五 昭和二十一年大蔵省告示第七百十一号により指定した会社中削除 三一 一〇
六―七 特別経理会社として指定した会社 四三 一四
八 株式会社東京銀行の銀行業等を営むことを免許し貯蓄銀行業務の兼営認可 五四 一五
九 已むことを得ない事由ある場合において所定の期限後に第一封鎖預金等設定申請をなすことができる場合及び期限を指定する件中改正 八〇 一八
一〇 昭和二十一年大蔵省告示第七百四十二号の普通銀行括弧書改正 九八 二三
一一 郵便貯金又は郵便年金の掛金中第一封鎖預金等より自由支拂をなすことができるもの指定 九八 二三
一二 金銭信託中同上 九八 二三
一三 特別経理会社とならないものとして認可した会社 一〇一 二三
一四 昭和二十一年大蔵省告示第六百六十八号中改正 一三〇 二五
一五 同年同第六百三十六号中改正 一三〇 二五
一六 金融緊急措置令施行規則第一條ノ二第二項但書等の規定により定める件 一三〇 二五
一七 金融機関再建整備法第十二條第二項の規定により債務指定 一三〇 二五
一八 第五回割増無盡に関する件中改正 一三二 二七
一九 特別経理会社とならないものとして認可した会社 一三九 二八
二〇 金融緊急措置令施行規則第十三條第一項但書の規定により預金指定 一四五 二九
二一 特定國有財産等の保全に関する件第七條の規定に基き取引又は行為の制限免除の場合 一五三 三〇
二二 増加所得税調査委員会の調査委員の定数を定める件 一六九 三一

●大蔵省 司法省
一 社債等登録法施行令第一條第一項第二号但書の会社指定 六四 一六

●司法省
一 安藝区裁判所浮津出張所及野根出張所登記事務停止 三一 一〇
二 福岡区裁判所老司出張所登記簿中轉写 五四 一五
三 熊本縣球磨郡水上村役場保存戸籍簿等滅失につき手続方等 五五 一五
四 東京都深川区役所保存除籍簿中滅失につき手続方等 一〇三 二三
五 大正十一年司法省告示第二十五号中追加 一七一 三一

●文部省
一 大阪府立電氣工業専門学校名称変更認可 三六 一二
二 京都専門学校設立者変更認可 三六 一二
三 松山語学専門学校(愛媛縣)設置認可 三六 一二
四 國宝所有者変更 五五 一五
五 第七十九回中学校、高等女学校教員試験検査施行 八〇 一八
六 高等学校高等科教員試験検定施行 八七 二〇
七 三重水産専門学校(三重縣)設置認可 一二三 二四
八 昭和二十二年度官立高等学校及官立大学予科に入学せしむべき生徒概数選抜要項 一三〇 二五
九 高等学校高等科教員無試験検定に関する指定中改正 一三二 二七
一〇 昭和二十二年度官立教員養成諸学校に入学せしむべき生徒の員数、選抜要項 一三九 二八
一一 東亜外事専門学校名変更認可 一四五 二九
一二 第二十二回実業学校卒業程度検定施行 一五四 三〇

●厚生省
一 医薬品統制規則第六條第一項の規定による統制関係等指定中改正 七一 一七
二 國立病院の名称及び位置中改正 八七 二〇
三―四 産婆規則により産婆養成所指定 一四五 二九

●厚生省 運輸省
一 昭和二十一年厚生省、運輸省告示第一号中改正 八〇 一八

●農林省
一 青森縣應備付免許漁業原簿全部燒失につき登録の回復申請方等 一 四
二 日本肥料株式会社に賣渡すべき肥料の数量 三五 一二
三 昭和二十二年四月入学させるべき水産講習所本科及び遠洋漁業科の学生募集 三五 一二
四―五 耕地整理法第三條ノ二但書の規定により地域指定 三一 一三 四三 一四
六 専用漁業権存続更新免許 八四 一六
七 間接肥料販賣制限規則による指定中改正 八四 一六
八 同規則第三條により賣買許可 八〇 一八
九 昭和二十一年農林省告示第七十五号中改正 九八 二三
一〇 林業会法第十條第二項の規定により林産物指定 九八 二三
一一 同法第九十四條第一項の規定により林業に関する商工組合指定 九八 二三
一二 米穀の生産業者指定中改正 一三一 二五
一三 搾油業者指定等 一三一 二五
一四 専門漁業免許 一七一 三一

●商工省
一 昭和二十一年商工省告示第八十号中改正 三一 一三
二 同上 五五 一五
三 社團法人日本罐詰研究所の検査場所指定等 八七 二〇
四 重要輸出品取締法施行規則第五條の規定により告示 八八 二〇
五 同規則第十四條第三項の規定により告示 八八 二〇
六 計器用変成器の型式承認 一三七 二七
七 電氣用品製造免許 一四一 二八
八 重要輸出品取締法施行規則第五條の規定による告示 一四一 二八

●運輸省
一 復旧又は消燈、流失した航路標識 九 七
二 房総西線姉ヶ崎椎津間に停車場設置等 三一 一〇
三 昭和二十二年度水路部技術官養成所生徒募集要項 三六 一二
四 司法警察官吏の職務を行う國有鉄道職員に佩用せしめる徽章 四三 一四
五 貨物運送規則別表中改正 七一 一七
六 航海の制限について中改正 八八 二〇
七 内地連絡運輸規則中改正 八八 二〇
八 内地連絡運輸規則中改正 一〇二 二三
九 造船所指定中改正 一二三 二四
一〇 内地連絡運輸規則中改正 一三一 二五
一一 清水港線清水三保間鉄道では手荷物及び小荷物の取扱をも開始 一三一 二五
一二 同鉄道での普通乗車券所持旅客に対する取扱区間の制限廃止 一三一 二五
一三 同線巴川口停車場では小口扱貨物の取扱をも開始 一三一 二五
一四 新設又は消燈、復旧の航路標識 一三一 二五
一五 新湊線吉久停車場車扱貨物取扱 一三二 二七
一六 貨物取扱海運業ノ種類及地区ニ関スル件中改正 一五四 三〇
一七 倉庫証券発行許可 一七一 三一

●運輸省 物價廳
一 旅客及荷物運送規則中改正 一四一 二八
二 貨物運送規則中改正 一四一 二八
三 貨物割引賃率 一四一 二八
四 小口混載貨物運送規則別表改正 一四一 二八
五 索道ニ依ル貨物運送規則中改正 一四一 二八

●通信省
一 芝櫻田郵便局(東京都)移轉 一五 八
二 大崎本町郵便局(同)等設置 一五 八
三 岩國郵便局(岩國市)移轉 一九 九
四 加部島電信電話取扱所(佐賀縣)等を郵便局に改定 一九 九
五 武雄駅前郵便局(佐賀縣)移轉 三一 一〇
六 野田沢電信電話取扱所(長野縣)等を郵便局に改定 三一 一〇
七 通信官署ニ於ケル事務取扱期間中改正 三一 一〇
八 米子道笑町郵便局(米子市)等設置 三六 一二
九 東京中央電話局麹町分局廃止 三三 一三
一〇 百円郵便切手及び三十銭萬國郵便連合往復葉書発行 四三 一四
一一 御坊郵便局保険分室(和歌山縣)設置 五五 一五
一二 下太田郵便局(茨城縣)等設置 七一 一七
一三 松山大手町郵便局(松山市)等移轉 七一 一七
一四 通信省貯金保険局の支局設置の件別表中改正 八〇 一八
一五 電氣通信技術者資格検定規則第十六條ニ依ル認定学校等中改正 九八 二三
一六 神戸市下山手五郵便局(兵庫縣)等改称 一二三 二四
一七 都城今町郵便局(都城市)等設置 一二三 二四
一八 八幡郵便局鉄道事務所内分室(八幡市)設置 一三一 二五
一九 北押原郵便局(栃木縣)等設置 一三一 二五
二〇 加茂郵便局保険分室(新潟縣)設置 一三二 二七
二一―二二 水底電線布設 一四一 二八
二三―二四 同上 一四五 二九
二五―二六 同上 一四五 三〇
二七 仙台郵便局通信局内分室(仙台市)移轉 一七一 三一
二八 江戸川小岩四郵便局(東京都)等移轉改称 一七一 三一
二九―三〇 水底電線布設 一七一 三一

●東京都
保編一 保安林編入 一五 八

●山梨縣
保解一 保安林解除 一五四 三〇

昭和二十一年度第二予備金支出

◎昭和二十一年度第二予備金支出(外務省所管)二件 一三三 二四
◎同上(内務省所管)五件 一三三 二四
◎同上(大蔵省所管)一五件 一三四 二四
◎同上(司法省所管)四件 一三四 二四
◎同上(文部省所管)一件 一三四 二四

◉同上（厚生省所管）三件　一二四　二四
◉同上（農林省所管）一件　一二五　二四
◉同上（運輸省所管）一件　一二五　二四
◉同上（外務省所管）五件　一二五　二四
◉同上（内務省所管）一三件　一三一　二五
◉同上（大藏省所管）一件　一三三　二五
◉同上（司法省所管）五件　一三二　二五
◉同上（文部省所管）七件　一三三　二五
◉同上（厚生省所管）五件　一三三　二五
◉同上（農林省所管）八件　一三四　二五
◉同上（商工省所管）二件　一三四　二五
◉同上（運輸省所管）三件　一三四　二五
◉同上（大藏省所管）一八件　一七一　三一

敍任及辭令

◉加藤正治（内閣）　七一　一七
◉中川望等（同）　八〇　一八
◉楢原悦二郎等（同）　号外　二二
◉大村清一等（内閣）　号外　二二

宮廷錄事

◉行幸行啓　三〇　九
◉皇太后宮行啓　三〇　九
◉皇后宮御服喪　六六　二一
◉皇后宮除喪　一〇三　二三
◉皇后宮行啓御出　一〇三　二三
◉皇后宮行啓　一二五　二四

彙報

○官廳事項

◉地方物價事務局に部制設置　一　四
◉司法省分課規程中改正　一六　八
◉内務省分課規程中改正　三〇　八
◉同上　四四　一〇
◉復員廳分課規程中改正　六六　一二
◉昭和二十一年勅令第三百十一号に関する件　七三　一五
◉内務省分課規程中改正　九五　二一
◉司法省分課規程中改正　九九　二二
◉昭和二十一年勅令第三百十一号に関する件　一〇四　二三
◉厚生省分課規程中改正　一二五　二五
◉内務省分課規程中改正　一三四　二七
◉昭和二十一年勅令第三百十一号に関する件　一五六　二七
◉今回のゼネスト問題について政府聲明　号外　三〇

○判決

◉再審判決　大沼武雄（司法省）　一四七　二九

○産業

工事

◉日本規格　日本電氣規格（操作と表示）（特許標準局）　八九　二〇
◉同上　日本纖維規格（織物試験方法）（同）　一〇五　二三

○通運

◉水路告示第一号　六六　一二
◉同第二号　八二　一八
◉同第三号　一三六　二五

○雜事

◉日本赤十字社錄事　總会（厚生省）　一二五　二四

帝國議会

○貴族院

◉会議　六　六
◉議案提出　六　六
◉議案受領　六　六
◉通牒受領　六　六
◉議事日程　六　六
◉議員任命　清水由松　一〇　七
◉会議　一〇　七
◉議案奏上及通知、　一〇　七
◉議案受領　一〇　七
◉議案提出　一〇　七
◉議事日程　一〇　七
◉会議　三〇　九
◉議案奏上及通知　三〇　九
◉議案提出　三〇　九
◉請願書送付　三〇　九
◉通牒受領　三〇　九
◉閉院式通牒受領　三〇　九
◉議事日程　三〇　九
◉貴族院成立　六五　一六
◉議員議席　六六　一六
◉部屬及部長理事　六六　一六
◉成立通牒　六七　一六
◉通牒受領　六七　一六
◉議事日程　六七　一六
◉会議　七一　一七
◉勅語奉答文　七一　一七
◉勅語奉答書ノ捧呈及勅語　七一　一七
◉議員薨去及弔辭　大隈信常　一〇五　二三
◉議員死去及弔辭　片倉兼太郎　一〇九　二三

○衆議院

◉議員辭職　中川望　一四三　二八
◉議事日程　六　六
◉建議書送付　四八　一四
◉請願書送付　四九　一四
◉成立　一五六　二五
◉議院成立集会　一五六　二五
◉奉答書に對する勅語　一五六　二五
◉議長及び理事互選　一五六　二五
◉議案提出　一五六　二五

地方行政

◉縣会（石川縣）　一　四
◉縣会議員辭職（山形縣）　一　四
◉縣会（大分縣外二縣）　八　六
◉名譽職縣参事会員補充員決定（熊本縣）　八　六
◉府縣会（京都府、熊本縣）　一二　七
◉縣会（神奈川縣）　三三　一三
◉同上（高知縣）　七一　一七
◉同上（埼玉縣、岐阜縣）　八九　二〇
◉名譽職縣参事会員等當選（埼玉縣）　八九　二〇
◉縣会（大分縣）　九九　二一
◉同上（香川縣）　一二七　二五
◉府会（大阪府）　一四三　二八
◉縣会（愛知縣）　一五〇　三〇
◉縣会議員辭任（鳥取縣）　一五五　三〇

土地收用公告

◉都立府中農業学校実習用地擴張　東京都（内務省）　一三六　二七

廣告

◉不動産評定倍数調書（大藏省）　号外　九